貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

株式会社ダイフク・マニュファクチャリング・テクノロジー

資產		金額	負債及び純資産	金額
		円		円
(資産の部)	(784,313,700)	(負 債 の 部)	(306,631,120)
流動資産		663,133,439	流動負債	212,678,938
現金及び預	金	17,218,332	支 払 手 形	114,924,472
受 取 手	形	3,684,325	買掛金	63,799,654
売掛	金	132,306,132	未 払 金	1,431,039
仕 掛	品	41,324,022	未払消費税等	2,576,067
前 払 費	用	2,587,871	未払法人税等	697,250
短期貸付	金	465,159,565	未 払 費 用	28,253,196
未 収 入	金	655,412	預 り 金	997,260
その	他	197,780		
			固 定 負 債	93,952,182
			退職給付引当金	69,725,033
固定資産		121,180,261	長期未払金	4,592,020
有形固定資産		105,345,981	資産除去債務	19,635,129
建	物	42,633,414		
構築	物	5,847,423	(純資産の部)	(477,682,580)
機 械 及 び 装	置	9,838,393	株主資本	478,249,030
工具器具備	品	2,784,998	資 本 金	50,000,000
土	地	44,241,753	資 本 剰 余 金	80,000,000
			資 本 準 備 金	80,000,000
無形固定資産		133,000	利 益 剰 余 金	348,249,030
電 話 加 入	権	133,000	利 益 準 備 金	24,125,000
投資その他の資産		15,701,280	その他利益剰余金	324,124,030
投 資 有 価 証	券	9,998,280	配当準備積立金	35,000,000
敷 金 保 証	金	703,000	環境整備積立金	85,000,000
ゴルフ会員	権	5,000,000	繰越利益剰余金	204,124,030
			評価・換算差額等	\triangle 566,450
			その他有価証券評価差額金	△ 566,450
合 計		784,313,700	合 計	784,313,700

個 別 注 記 表

株式会社ダイフク・マニュファクチャリング・テクノロジー

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法

② 無形固定資産(リース資産を除く) 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数

とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため法人税法に定める限度額のほか、債権

の回収可能性を検討して見積計上しております。

② 退職給付引当金 退職給付引当金は従業員の退職金支払に備えるため会社の規定により計上しております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、 その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数

1,000 株

- 6. その他の注記
 - (1)当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」を適用しております。
 - (2)法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(但し、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の41.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、その他有価証券評価差額金が47,497円それぞれ減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が47,497円増加しております。